

八松小学校及び羽鳥小学校の通学区域の一部変更について

八松小学校の通学区域の一部を羽鳥小学校の通学区域に変更し、次のとおり定める。

2011年（平成23年）2月3日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 変更する通学区域

別添図面のとおり

2 変更する区域の地番

藤沢市辻堂神台一丁目3番2

藤沢市辻堂神台一丁目3番3

藤沢市辻堂神台一丁目3番4

藤沢市辻堂神台二丁目21番5

3 施行期日

平成23年3月1日

提案理由

この議案を提出したのは、辻堂神台地域の宅地化に伴い、近隣地域との整合性を図り、児童の安定した就学先を確保をすること、併せて今後の就学事務並びに学校運営を円滑に進める必要による。

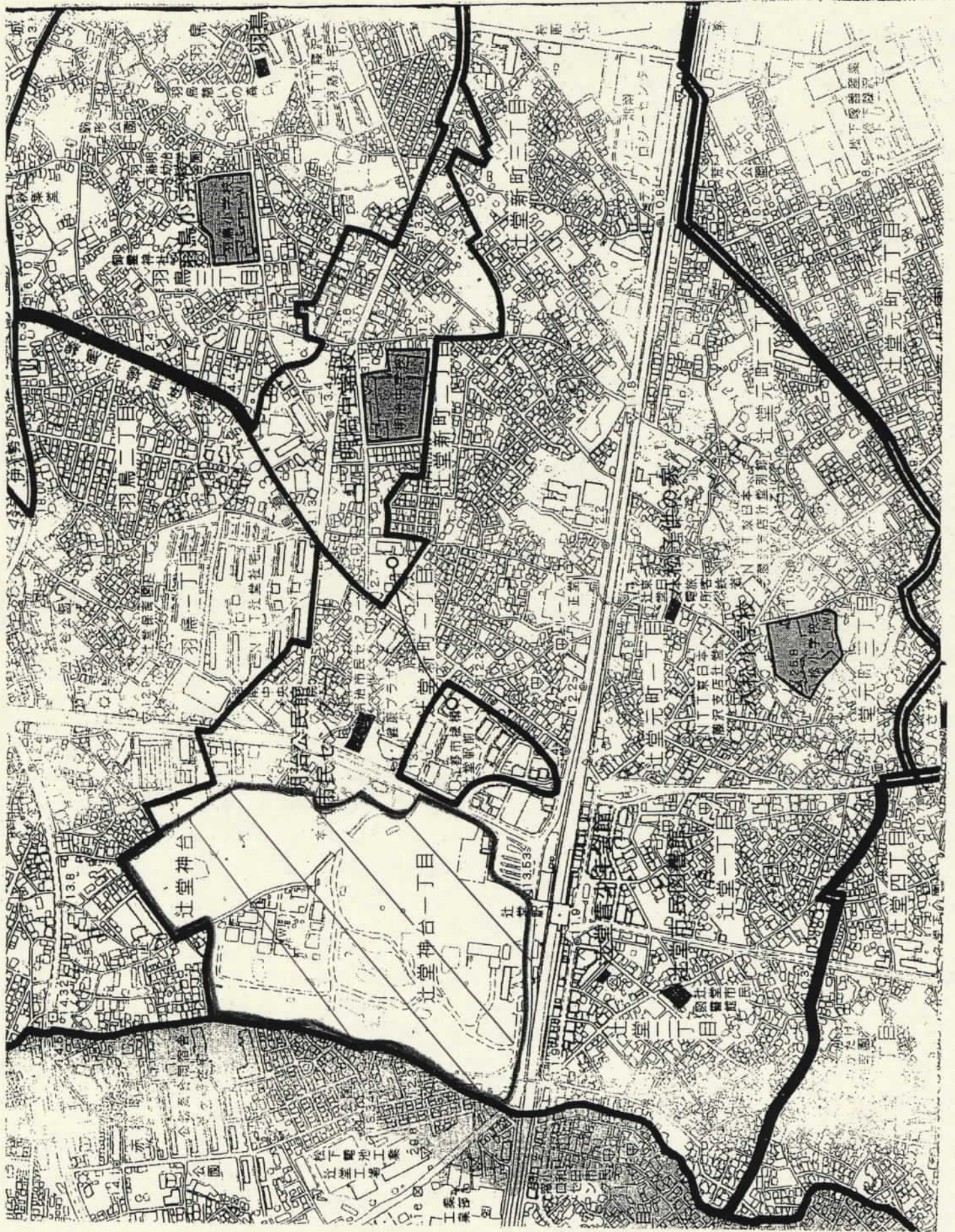
参考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任事項)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めたと
き又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること



凡 例	
	施行地区界
	町 界
	町 名
	街区番号
	換地の位置 (1-1は新地番)

